

平成25年12月13日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮問の概要

1 諮問事項

基幹統計調査である「医療施設調査」は3年周期で実施される静態調査（以下「本調査」という。）及び毎月実施される動態調査で構成されており、このうち平成26年の本調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

次の3種類の調査票により実施されている本調査について、報告を求める事項、報告を求めるために用いる方法等の調査計画の内容を変更する。

現行の医療施設調査（静態調査）の概要

調査票	調査内容	調査方法	報告者数
病院 ^(注1) 票	名称、所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施状況 等	郵送調査 オンライン調査 (自計方式)	約8,600施設
一般診療所 ^(注1) 票		郵送調査 ^(注2) (自計方式)	約10万施設
歯科診療所 ^(注1) 票			約7万施設

(注1) 病院とは、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであり、診療所とは、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものである。

(注2) 電子調査票の電磁的記録媒体（CD-R等）による郵送も可能としている。

(1) 調査事項の追加・変更等

調査事項について、以下のとおり、調査項目の追加・変更とともに、必要性が低下した選択肢や設問の削除を行う。

ア 病院票、一般診療所票及び歯科診療所票の変更

病院票、一般診療所票及び歯科診療所票に関し、次のとおり、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成17年法律第71号）の一部改正に伴い、開設者に係る選択肢を変更する。

変更内容	変更後	現行
開設者に係る選択肢の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ (削除) ・ (削除) ・ (削除) ・ <u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全国社会保険協会連合会</u> ・ <u>厚生年金事業振興団</u> ・ <u>船員保険会</u> (新設)

イ 病院票及び一般診療所票の変更等

病院票及び一般診療所票に関し、次のとおり、医療情報の電子化等の状況をより詳細に把握するため、調査項目の変更・削除・追加を行う。

変更内容	変更後	現行
医用画像管理システム (PACS) の状況に係る調査項目の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・医用画像管理システム (PACS) の状況 <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>導入している</u>→フィルムレス運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 完全実施 2 一部実施 2 <u>今後導入する予定がある</u> →<u>導入予定時期</u> <ul style="list-style-type: none"> 1 平成 26 年度 2 平成 27 年度 3 平成 28 年度 4 平成 29 年度以降 3 <u>導入する予定なし</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・医用画像管理システム (PACS) の<u>導入状況</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>有</u>→フィルムレス運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 完全実施 2 一部実施 (新設) 2 無
診療録電子化 (電子カルテ) の状況に係る調査項目の削除	<p>(削除)</p> <p>※医療情報の電子化の状況に係る調査項目においてより詳細に把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>電子カルテシステムの導入状況</u> <u>医療機関全体又は一部に導入している場合の活用状況の範囲</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>自施設内</u> 2 <u>患者への情報提供</u> 3 <u>他の医療機関等との連携</u>
医療情報の電子化の状況に係る調査項目の追加	<p>(<u>診療録 (カルテ) を電子化しているなどの場合に記入</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>データの保管を行う場所</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>医療機関内にあるサーバ機器等で保管</u> 2 <u>外部の事業者に委託して保管</u> ・<u>データの利用範囲</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>自施設内のみで利用</u> 2 <u>他の医療機関等と連携して利用</u> ・<u>患者への情報提供の方法</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>紙面 (スキャンデータや PDF 等を含む。) により情報提供している</u> 2 <u>電子的な方法 (CD-R やオンライン等) でデータ自体を提供している</u> ・<u>SS-MIX 標準ストレージ</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>実装している</u> 2 <u>実装していない</u> 	(新設)
遠隔医療システムの導入状況に係る調査項目の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔画像診断 <ol style="list-style-type: none"> 1 有→<u>診断依頼を受けた数 (施設数及び件数)</u> <u>診断依頼を出した数 (施設数及び件数)</u> 2 無 ・遠隔病理診断 <ol style="list-style-type: none"> 1 有→<u>診断依頼を受けた数 (施設数及び件数)</u> <u>診断依頼を出した数 (施設数及び件数)</u> 2 無 ・遠隔在宅診療・療養支援 <ol style="list-style-type: none"> 1 有→<u>患者延数</u> 2 無 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔画像診断 <ol style="list-style-type: none"> 1 有→<u>受信 依頼元施設数</u> <u>送信 依頼先施設数</u> 2 無 ・遠隔病理診断 <ol style="list-style-type: none"> 1 有→<u>受信 依頼元施設数</u> <u>送信 依頼先施設数</u> 2 無 ・遠隔在宅療養支援 <ol style="list-style-type: none"> 1 有→<u>受信 依頼元患者数</u> 2 無

ウ 病院票の変更

病院票に関し、次のとおり、報告者の的確な記入を図るため、救急医療体制の「初期」について具体的に記述するとともに、夜間救急対応について、診療科ごとではな

く、救急患者の傷病に着目した対応状況の把握に変更する。また、報告者負担の軽減を図るため、夜間救急の対応状況に係る選択肢を一週間における対応可能日数から対応の有無に変更する。

変更内容	変更後	現行
救急医療体制に係る 選択肢の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制 1 初期（<u>軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設</u>） 2 二次（入院を要する救急医療施設） 3 三次（救命救急センター） 4 体制なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療体制 1 初期（<u>初期救急医療体制</u>） 2 二次（入院を要する救急医療施設） 3 三次（救命救急センター） 4 体制なし
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>内科系疾患、小児科（小児外科を含む）疾患、外科系疾患等の疾患別の夜間（深夜も含む）の救急対応</u> 1 <u>対応している</u> 2 <u>対応していない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>内科、小児科、外科等の診療科別の夜間（深夜も含む）救急対応の可否</u> 1 <u>ほぼ毎日可能</u> 2 <u>週3～5日可能</u> 3 <u>週1～2日可能</u> 4 <u>ほとんど不可能</u>

エ 一般診療所票及び歯科診療所票の変更

一般診療所票及び歯科診療所票に関し、次のとおり、夜間救急対応について、報告者負担の軽減を図るため、対応状況に係る選択肢を一週間における対応可能日数から対応の有無に変更する。

変更内容	変更後	現行
夜間救急対応に係る 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（深夜も含む）<u>の救急対応</u> 1 <u>対応している</u> 2 <u>対応していない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（深夜も含む）<u>救急対応の可否</u> 1 <u>ほぼ毎日可能</u> 2 <u>週3～5日可能</u> 3 <u>週1～2日可能</u> 4 <u>ほとんど不可能</u>

オ 一般診療所票の変更等

一般診療所票に関し、次のとおり、保有している歯科設備に係る調査項目のうち、これまでの調査で保有割合が低いこと（おおむね1%未満）が把握できた調査項目を削除する。また、在宅医療推進の観点から、今後、傷病者に対する栄養管理、栄養指導等を行う管理栄養士に係る育成計画等を検討するため、栄養士に加え、管理栄養士の配置状況を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
保有している歯科設備に係る調査項目の変更・削除	<ul style="list-style-type: none"> （歯科診療を行っている場合） ・歯科診療台 1 <u>有→台数</u> 2 <u>無</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ・ポータブル歯科ユニット →1 <u>有</u> 2 <u>無</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> （歯科診療を行っている場合） 1 <u>歯科診療台（台数）</u> 2 <u>デンタルX線装置（アナログ）</u> 3 <u>デンタルX線装置（デジタル）</u> 4 <u>パノラマX線装置（アナログ）</u> 5 <u>パノラマX線装置（デジタル）</u> 6 <u>ポータブル歯科ユニット</u> 7 <u>オートクレープ</u> 8 <u>吸入鎮静装置</u>

従事者数（職種）に係る調査項目の追加	・ <u>管理栄養士（実人員・常勤換算）</u>	（新設）
--------------------	--------------------------	------

カ 歯科診療所票の変更等

歯科診療所票に関し、次のとおり、委託の状況について、これまでの調査で一定の傾向が把握された調査項目の削除・変更を行う。また、水銀に関する水俣条約（平成 25 年 10 月採択・署名）で削減対象となった歯科用アマルガム^(注)の使用状況を把握する設問を追加する。

変更内容	変更後	現行
技工物作成の委託の状況に係る調査項目の削除・変更	<p>（技工物作成の委託の状況）</p> <p>以下について、「全部委託」、「一部委託」及び「委託していない」の状況を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国内で作成</u> ・<u>国外で作成</u> <p>※技工物作成について、国内外別の委託の状況を把握する項目に変更</p>	<p>（委託の状況）</p> <p>以下について、「全部委託（院内委託又は院外委託）」、「一部委託（院内委託又は院外委託）」及び「委託していない」の状況を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>技工物</u> ・<u>滅菌（治療用具）</u> ・<u>保守点検業務（医療機器）</u> ・<u>検体検査</u> ・<u>感染性廃棄物処理</u> ・<u>清掃</u>
歯科用アマルガムの使用状況に係る調査項目の追加	<p>歯科用アマルガムの使用状況</p> <p>1 使用している → 9 月中の使用件数</p> <p>2 使用していない</p>	（新設）

(注) 水銀に関する水俣条約は、水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約で、地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康被害及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目指すもの。アマルガムは歯科用修復（虫歯部分を削って詰める治療）材料として用いられている化合物であり、銀、スズ、銅などの金属を水銀に加えて作られている。

(2) 調査方法の変更

病院票の調査方法について、平成 23 年に実施された前回調査では、東日本大震災の影響に伴い、福島県についてのみ、県が報告者である病院から電話で聴取し、調査票を作成する他計方式により実施したが、今回調査から、福島県も、他の都道府県と同様、都道府県・保健所を経由した郵送調査又はオンライン調査（病院票）による自計方式で実施する方法に変更する。

(3) その他

調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等の必要な改善を行う。

3 医療施設調査の概要

医療施設調査は、厚生労働省が実施する基幹統計調査であり、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）下では同法第 2 条の規定に基づく指定統計である医療施設統計（指定統計第 65 号）を作成するための調査として実施された。昭和 28 年に創設され、昭和 47 年までは毎年実施されていたが、昭和 48 年に調査計画の見直しが行われ、3 年周期で実施する本調査と毎月実施する動態調査に分けて実施されている。

医療施設調査の目的は、病院等の医療施設について、その分布及び整備の実態を明ら

かにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることである。

厚生労働省は、調査結果について、他の基幹統計調査（患者調査）や一般統計調査（受療行動調査等）の母集団情報として利用するほか、診療報酬改定の検討の際の基礎資料や医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づき都道府県が医療計画を策定する際の基礎資料として幅広く利用していると説明している。

3 特記事項

(1) 統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況

前回調査に係る統計委員会の答申「諮問第 32 号の答申 医療施設調査の変更について」（平成 23 年 4 月 22 日付け府統委第 50 号）においては、一般診療所票及び歯科診療所票による調査における政府統計共同利用システム（以下「共同利用システム」という。）を用いたオンライン調査の導入について、共同利用システムの改修状況や病院票による調査におけるオンライン調査の利用実績等を踏まえて検討を進めることが求められている。

これを踏まえ、厚生労働省はオンライン調査の導入に関する検討を行ったものの、現在使用している共同利用システムでは、提出された調査票をシステム上で確認しようとしても、ID 番号は表示されるものの個別の調査客体名までは表示されないこともあり、一般診療所等の調査対象数が約 17 万施設と、病院の約 8,600 施設に比べ非常に多く、本調査の実査を担う都道府県等における、提出された調査票と医療施設台帳等の照合業務の業務量が極めて大きいことから、当該導入のためにはシステムの改善も含め、照合業務のより一層の効率化を図る必要があるとして、平成 26 年調査からの当該導入を見送り、引き続き検討することとしている。

このため、本課題の調査実施者における検討状況の適否及び平成26年調査からのオンライン調査の導入の余地について精査する必要がある。

(2) 医療機能の分化・連携の推進への対応について

近年、高齢化の進展等に伴う医療費の増加等を背景として、限られた医療資源の有効活用を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、現在、厚生労働省は、一般病床を急性期、亜急性期、回復期等の病期で分類する「機能分化」及び分化した機能等間の「連携」を図る体制の整備方策に関する検討を行っており、今後、当該体制の検討及び実現に当たっては、その基礎データとなる病床種類別の医療機能や連携に関する実態の把握が必要になると考えられる。

しかしながら、本調査は、医療施設単位での医療機能（施設全体の一般病床数等）を把握するものに限られており、また、連携に関する情報（医療施設等間の患者の紹介、受入れ等）の十分な把握も行われていない。

したがって、本調査における病床種類別の医療機能や連携に関する実態を把握する必要性について検討する必要がある。

